



ウチには**相続対策**なんて不要・・・と思っていると

かえってモメるんです①

大した財産は無い から大丈夫という**誤解**



「大した財産」とは
どれ位の金額を考えていますか？

いわゆる「お金持ち」？
庶民は相続税とも無縁なのでは



落とし穴 その1

相続税がかかる家庭が急増中！

2015年の法改正で**基礎控除**が大幅に減っています。
相続財産が5000万円で配偶者と子1人の家庭では
自宅不動産と少額の預金でも相続税の対象に？

基礎控除？

相続税は全ての財産に発生するわけではありません。
相続額が基礎控除額を超えて初めて相続税が発生します。

改正前

$5000万円 + (1000万円 \times \text{法定相続人の数} 2人) = \text{基礎控除} 7000万$ **相続税かからず**

改正後

$3000万円 + (600万円 \times \text{法定相続人の数} 2人) = \text{基礎控除} 4200万$

相続税がかかってしまう！



落とし穴 その2

家裁にもちこまれる相続トラブルの 3割が財産1000万以下の家庭！

「お金持ち」じゃないからこそ、相続人はお金を必要としています。
預金が沢山あれば分けやすいですが、
「自宅と少額の預金」だと平等に分割するのが難しくモメる元に！

今週の
お客様の**声**

依頼して
良かった点は？

人当たりがよい方で、お母様にはよくお話を伺っていただき、
質問したとき、しっかりと説明は下さり、とても

京都事務所
京都市中京区七観音町623番地
第11長谷ビル5階
TEL 075-256-4548

F&Partners 司法書士法人

生前に対策できることはないか、
無料相談でお確かめください！

